

## プレミアム付商品券を販売

消費税増税の影響の緩和や地域での消費喚起・下支えを 目的に、低所得者や子育て世帯向けにプレミアム付商品券 を発行。1セット5,000円分の商品券を4,000円で販売。購 入は5セットまで。

【対象】 ◇ 令和元年度住民税非課税者(住民税課税者と生計同 一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者を除く)

◇平成28年4月2日~令和元年9月30日までに生まれた子 が属する世帯の世帯主

【購入方法】市発行の「購入引換券」が必要。対象者には以下 のとおり送付。

◇住民税非課税者…8月ごろから送付する「購入引換券 交付申請書」で申請を。市で審査し、対象者に9月ごろ から購入引換券を送付。

◈子育て世帯…9月ごろ購入引換券を送付。

【販売期間・使用期間】販売期間は10月~来年1月、商品券 使用期間は10月~来年2月(予定)

#### ●特殊詐欺に注意を

プレミアム付商品券の販売のため、市や国が手数料など の振り込みを求めることや銀行ATMの操作をお願いするこ となどは絶対にありません。

▶詳しくは、福祉企画課(☎66・1011)へ。

#### 7月は「社会を明るくする運動」強化月間

犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルである「幸 福(しあわせ)の黄色い羽根 | を胸に取り組まれる、社会を明 るくする運動は、犯罪の防止と罪を犯した人の立ち直りを 支える全国的な運動です。立ち直りを決意した人を決して 過ちに戻さないことが大切。立ち直りを支えるため住居や 就職などの調整や相談に保護司をはじめとするボランティ アが「地域のチカラ」として活動しています。更生保護の活 動にご理解とご協力をお願いします。 《福祉企画課》

#### 地域密着型サービス事業所指定の申請受け付け

第7期介護保険事業計画などに基づき「地域密着型サー ビストを提供する事業所指定の申請を受け付けます。

【対象】令和元年度に次の地域密着型サービスの実施を検 討している法人

◈市内全域で地域密着型介護老人福祉施設サービスを行う 施設1か所

◇大浦か朝来、志楽圏域で小規模多機能型居宅介護を行う 事業所1か所

【申請方法】7月12日 金までに計画書(高齢者支援課に備え 付け。市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添 えて郵送か持参で同課へ。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1013)へ。

## 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

#### ●後期高齢者医療被保険者証を送付

75歳以上か65~74歳で、一定の障害の認定を受けてい る人に交付している「後期高齢者医療被保険者証」は、7月 31日似が有効期限。7月下旬に新しい証を郵便書留で送付。 新しい証(桃色)は届いた日から使用できます。旧証(藤色) は8月1日休以降使用できません。

### ●後期高齢者医療保険料の納入通知書と決定通知書を送付

平成30年中の所得に基づき算定した、令和元年度の後期 高齢者医療保険料が決定。納入通知書と保険料額決定通知 書を7月中旬に送付します。

#### 【令和元年度後期高齢者医療保険料算出方法】

所得割額((総所得金額等 - 基礎控除額33万円)×9.39 (森) +均等割額(被保険者1人当たり47.890円)

※所得の低い人の軽減措置あり(一部変更あり)

※総所得金額等…収入金額から必要経費等を差し引いた額

## ●後期高齢者医療保険料の軽減率が変更

特例で実施されていた後期高齢者医療保険料の軽減率が 以下のとおり変わります。

◇保険料のうち全員が納める定額部分(均等割)で、世帯 所得の低い場合に特例的に9割軽減だったものが8割軽減 に◇後期高齢者医療制度に加入する前日に家族の会社の健 康保険などで被扶養者だった人(元被扶養者)の場合、特例 的に5割軽減だったものが、今年4月からは加入から2年間 に限り5割軽減に(元被扶養者でも、世帯所得が低い場合は 均等割の軽減(8割・8.5割軽減)あり)

詳しくは、7月中旬送付の後期高齢者医療保険料額決定 通知書と被保険者証に同封されるチラシにも記載。

#### ●限度額適用認定証の更新

病院の窓口での支払いが限度額までになる「限度額適用 認定証しと市府民税が非課税世帯の人で、入院中の食事代 が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は7月 31日州が有効期限。更新の手続きは、保険証・印鑑・本人 確認書類(免許証など)・本人や世帯主のマイナンバーが分 かるものを持って保険医療課か西支所保健福祉係へ。なお、 後期高齢者(75歳以上)は手続き不要(ただし、新規申請は 手続きが必要)。新しい証は7月中旬に送付予定。

# 《70歳以上で所得区分が現役並み所得者(3割負担)の人も 限度額適用認定証を発行》

所得区分が現役並み I と現役並み II の人も「限度額適用 認定証」が発行できます。認定証の必要な人は申請手続きを (後期高齢者で前年度申請した人は手続き不要)。

国保加入の人は6月中旬に送付済の令和元年度国民健康 保険料納入通知書に同封のパンフレットで、後期高齢者医 療の人は7月中旬に送付する保険証に同封のパンフレット で詳細のご確認を。

▶詳しくは、保険医療課(令国民健康保険…☎66・1003 **◈後期高齢者医療…☎66・1075)**へ。

## 後期高齢者の健康診査

後期高齢者医療制度加入者対象の健康診査を実施。対象 者には6月下旬に案内通知を送付済。

【日時・場所】◇個別健診(市内医療機関)…7月~10月に市 が指定する医療機関へ

◇集団健診(中総合会館・文化公園体育館など)…8月~12 月に実施(申し込みが必要)

【内容】身体計測、尿・血液検査など

【その他】障害認定を受けている65歳以上の人を含む。後期 高齢者の人間ドックを申し込んだ人を除く。

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

## 10分で分かる血糖、脂質の状態の無料チェックを薬局で

健康診査未受診の人を対象に、専用キットを使って自分 で指先から微量の血液を採り、血糖の状態を調べる「ヘモグ ロビンA1clや脂質(中性脂肪やHDLコレステロール)の簡 易測定を舞鶴薬剤師会が実施。結果は10分程度で分かりま す。健康状態の参考にしてください。無料。

【日時】8月31日出までの実施薬局の営業時間内 【場所】

7月		8月	
太陽堂薬局市場店	市場16	太陽堂薬局市場店	市場16
八島堂薬局南浜店	森町15-5	倉梯ゆう薬局	倉梯町17-10
中舞鶴ゆう薬局	余部上433	中町薬局	溝尻中町8-10
太陽堂薬局白鳥店	福来1111-2	太陽堂薬局白鳥店	福来1111-2
へイワ薬局	魚屋296	まいづるゆう薬局	竹屋町79-1

【対象】40~74歳の市民で健康診査未受診の人(自身で採血 ができない人、糖尿病・脂質異常症の治療中や経過観察中 の人、血が止まりにくい病気や薬を飲んでいる人などは対 象外)

▶詳しくは、健康づくり課(☎65・0064)へ。

## 緑化活動・森林保全活動を支援

森づくり推進委員会では、市民の皆さんや企業・団体から いただいた緑の募金を活用し、市内で行われる植樹などの緑 化活動や里山整備などの森林保全活動などに助成します。

#### 【対象団体】次の要件を全て満たすこと

- ◎市内に住所を有する団体
- ◇複数の構成員からなり、自主的・組織的な活動ができる
- ◇継続して適切な維持管理ができる
- ⊗土地の所有者または管理者の承諾を得ている

# 【助成金額(多数の場合選考)】

- ◇森林保全活動、研究・啓発活動…上限10万円
- **◎植樹活動**…上限5万円

# 【申し込み方法】

7月31日 別までに所定の用紙(農林課備え付け。市ホー ムページからダウンロード可)で。

▶詳しくは、森づくり推進委員会(農林課内、☎66・1030)へ。

# 参議院議員通常選挙

# 投票日時 7月21日(日)7時~20時

下表のとおり期日前投票所を開設します。期日前投票 所で投票する場合、投票所入場券の裏面の「期日前投票 宣誓書 | に必要事項を記入し持参してください。期日前 投票宣誓書は、期日前投票所にも設置しています。

期間	時間	場所
7月5日金~20日生)		舞鶴市役所
7月13日(土)~20日	8時30分~20時	西総合会館
7月15日祝~20日		加佐分室
7月13日~20日	10時~19時	らぽーる
7月18日(水)	9時30分~13時30分	舞鶴高専
173 IOHAN	15時30分~19時30分	海上保安学校

※期日前投票所ごとに開設期間が異なります。ご注意ください。

▶詳しくは、市選挙管理委員会事務局(総務課内、☎ 66.1044) \( \cdots\)

# 土のうステーションを開設

大雨や高潮による家屋などへの浸水被害を軽減するため、 土のうを提供する「土のうステーション」を11月30日出ま で開設しています(加佐公民館は11月5日火まで)。

場所は、平ちびっこ広場(旧平小学校跡地)、赤れんがパー ク駐車場、JR西舞鶴駅東口広場、加佐公民館。個別の配送、 回収は行いません。

▶詳しくは、土木課(☎66·1049)へ。

# 夏の省エネにご協力を

冷房などで電気使用量が多くなる夏。エアコンの温度を 28℃に設定する。1つの部屋に集まり、エアコンを使用す る部屋を減らす。公民館や図書館などの公共施設(クールス ポット)を利用するクールシェアなど、健康や事業活動に無 理のない範囲で省エネの取り組みにご協力を。市役所でも 9月30日 (Jacobian School Chiol Cell の一環で弱冷房や閉庁 時間での空調停止など省エネに取り組みます。

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1064)へ。

# 不燃ごみ7種9分別 7月からルール違反ごみは取り残し

4月から実施している不燃ごみ7種9分別収集は市民の 皆さんのご理解・ご協力もあり順調にスタートしています。 7月からは分別が不適正なものや無色透明袋以外での排

16

出は収集しません。また、リサイクルプラザでの直接搬入も お断りします。ご理解とご協力をお願いします。

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1005)へ。

市の人口と世帯数

17



● 人口 80,539人 (-47人) 世帯 34,680世帯 (+6世帯)

男 40.234人(-34人) 女 40.305人(-13人) ※令和元年6月1日現在の推計人口。()内は前月比

2019 広報まいづる 7月号